

# 阿見町議会会議録

平成24年第1回臨時会

(平成24年1月10日)

阿見町議会

## 平成24年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| ◎招集告示                  | 1  |
| ◎第1号（1月10日）            | 3  |
| ○出席、欠席議員               | 3  |
| ○出席説明員及び会議書記           | 3  |
| ○議事日程第1号               | 5  |
| ○開 会                   | 6  |
| ・会議録署名議員の指名            | 6  |
| ・会期の決定                 | 6  |
| ・諸般の報告                 | 6  |
| ・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 7  |
| ・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 11 |
| ○閉 会                   | 37 |

# 第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第212号

平成24年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年12月28日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成24年1月10日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

(2) 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第6号）について

第 1 号

[ 1 月 10 日 ]

## 平成24年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成24年1月10日（第1日）

### ○出席議員

|     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 佐藤幸明君  |
| 2番  | 平岡博君   |
| 3番  | 川畑秀慈君  |
| 4番  | 難波千香子君 |
| 5番  | 紙井和美君  |
| 6番  | 久保谷充君  |
| 7番  | 石井早苗君  |
| 8番  | 柴原成一君  |
| 9番  | 浅野栄子君  |
| 10番 | 藤井孝幸君  |
| 11番 | 久保谷実君  |
| 13番 | 小松沢秀幸君 |
| 14番 | 倉持松雄君  |
| 16番 | 櫛田豊君   |
| 17番 | 諏訪原実君  |
| 18番 | 細田正幸君  |

### ○欠席議員

|     |       |
|-----|-------|
| 12番 | 吉田憲市君 |
| 15番 | 大野孝志君 |

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 天田富司男君 |
| 教育長    | 青山壽々子君 |
| 総務部長   | 坪田匡弘君  |
| 民生部長   | 横田健一君  |
| 生活産業部長 | 篠崎慎一君  |

|                |       |
|----------------|-------|
| 都市整備部長         | 横田充新君 |
| 教育委員会教育次長      | 竿留一美君 |
| 消防長            | 川村忠男君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 宮本寛則君 |
| 総務課長           | 篠原尚彦君 |
| 企画財政課長         | 湯原幸徳君 |
| 税務課長           | 吉田衛君  |

○議会事務局出席者

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 小口勝美 |
| 書記   | 大竹久  |

平成24年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成24年1月10日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

日程第5 議案第2号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 定刻になりましたので、ただいまから、平成24年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 紙井和美君

6番 久保谷充君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第2号の2件であります。

次に、監査委員から平成23年11月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には公私とも、ご多用の折、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議案第1号、阿見町税条例の一部改正の専決処分の承認を求める議案について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減、及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るための地方税法の一部を改正する法律が、さきの国会において可決・成立し、公布されたことを受け、町税条例において同様の改正を行い速やかに施行する必要があるため、12月28日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

改正の内容としましては、東日本大震災に係る雑損控除額の特例において、改正された地方税法から引用する文言について、同様の改正、整理、及び削除に伴う条項の繰り上げを行うものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今回の改正で、具体的には、町民に対してどういう恩典があるのか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

先ほども町長から説明ありましたとおり、東日本大震災の被災された方ですね、特に住宅等の被災を受けられた方に関しまして、税の特例ということで、雑損控除ということですが、かかった費用の一部を、申告の税の部分で控除することができるというような内容でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） もう少し詳しく説明してちょうだい。

震災は今年の、年度で言えば去年度ですよ。4月以降の控除とか、そういう、あるわけですが、これは、その後、この税の控除は、いつからいつまでの期間なのかっていうことも、はっきり説明をしてもらいたいというように思います。今の説明ではちょっと不十分です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 雑損控除を、申告のときにですね、控除の申請ができるということでございます。

で、東日本大震災は、昨年3月ですので、本来平成23年中に生じた損失については、23年分として今回の確定申告ですね、2月から3月の確定申告を行いまして、この控除が反映されるのは、平成24年度の町民税、県民税等に、その控除額が反映されるということなんですけども、今回は特例ということで、納税される方の選択によりまして、今回の確定申告を待たずに、平成22年分にさかのぼって確定申告することが可能というふうになっております。

そんなこともありまして、速やかに対応する必要があったために、専決処分をしたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今の申告のときなんですけども、控除を受けようとする者が用意するもの。そういうことをきちんと言わないと、町民はわかんないわけだから、それお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） お答えいたします。税務担当課としまして、阿見の広報等で既に何度か簡単なお知らせはいたしております。今度の広報あみ2月号にですね、雑損控除についてということで、細かい内容、お持ちいただく書類とか計算方法とかいったものをお流しする予定でございます。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 細かいことはいいですよ。窓口でやれるわけだから。ただ、納税者が持ってくときに、例えば持って行って、これ書類不備だからだめですよって返されちゃったら、せっかくこういう専決でやったって何にもなんないわけでしょうよ。だから、町民が窓口へ持っていくもの。細かいことはその窓口でやればいいわけだから、その持ってくる物は何ですかってことを聞いてんですよ。

まあ、広報あみにももちろん載せるからそれでしょうって言えばそれで終わりなんだけども。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今税務課長のほうからですね、今度の広報の2月号で、いろいろ細かいところを掲載すると。申告のための掲載をするということで御説明いたしましたけれども、そこにも持参するもの、持参していただきたいものということで、お示しはしております。

幾つか申し上げますと、被害を受けた資産、取得時期、取得価格のわかるもの、それから被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などがわかるもの、被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわかるもの、それから市町村から交付された罹災証明書、そのほか、所得税の確定申告等に必要ないろんな書類ですね。細かく書いてありますけれども、こういったものも、細かく示してございます。

ですから、罹災証明、それから財産の取得の価格、それから取り壊したとか除去した費用とか、そういったものがわかれば、雑損控除の対象になるということでございます。

それと、申告の相談会。役場のほうでやるわけですが、その日にち、2月16日から3月15日、受付時間が午前7時から午後3時半と、等々の細かい時間の記載も、説明も、広報に加えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今一番最初に、取得価格のわかる物っていう説明ありましたよね。例えば、20年前に建てた家が、取得価格が幾らかわからなければ受けられないっていうことですか。なかなか20年前の、例えば建物の屋根が壊れたという場合に、その20年前の取得価格っていうのは、きっと当人もわからないと思うんだよね。

また、証明するものつっても、これまた20年前の家となったときには大変だと思うんですね。その点はどうなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） お答えいたします。国税庁がございまして、所得税の確定申告を管轄してるところでございまして、国税庁のほうで、建物の取得価格がわからない場合にはどのように対応したらよいのかというようなことが、税務署を通しまして、私どものほうにも示されてございまして、茨城県の木造の家屋であれば、1平米当たりの単価になりますけれども、

15万8,000円の単価を使用して、面積を掛けて取得価格を求めると。で、そこから減価償却をしていくということになります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今回の条例改正は、個人が地震で、震災で被害を受けた人の免除になるわけですが、今の説明では、23年の確定申告、これからやるわけですよね。ほんで、壊す費用ですか、その証明つつう話がありましたけども、今阿見町では現実には、壊れてまだ職人が間に合わなくてそのままになってる家屋っていうのも多いわけですよね。で、そういう場合は、23年度には取り壊しも修繕もできないわけですよね。その場合、震災で被害を受けてるのは間違いないわけですから、税法上は、例えば24年度、25年度に直したつつう場合には、それは適応を受けることができるんですか。その点確認したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） お答えいたします。従来でしたらば、災害がやんだ日から1年を経過する日までに修繕したものが雑損控除の対象となっておりましたけれども、今般ですね、先月法令が改正されまして、この「1年を経過する日まで」が、「3年を経過する日まで」と。

東日本大震災に限っては、特例としまして、3年を経過する日までに支出した費用が雑損控除の対象になるものと改されております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） はい。今御説明によりますと、取得価格とか取り壊しの費用とか、保険金とか罹災証明っておっしゃってましたけれども、まだ取り壊しはしないけれども、結局ぐしが壊れてブルーシートをかけてもらった。そのお金は、今結構高く取られてるみたいなんです。それが控除されないんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられましたブルーシート等の費用につきましては、災害関連支出としまして、雑損控除の対象となります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これから討論に入ります。討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 震災に対する町税の条例の改正ですけれども、要するにこの主旨は、今回の3・11の大災害ですね。東日本大災害に対する、個人に対する負担軽減の措置だっつうふうに、私は思いますけれども、阿見町でも当然、数千件っていう家屋が被害を受けてるわけですから、それは個人に対してもこういう恩典を与えるっていうのは、私は当然なことだというふうに思っております。

で、今まではその年度だけだったけども、3年間延長されるということで、3年の間ならば、大体震災の補修ですか、取り壊しとかそういうのはできるんじゃないかということで、個人に対して、国がそういう制度をつくって、税の控除をやるということは、大変いいことだというふうに思いますので、賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 議案第2号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第2号平成23年度阿見町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第2号阿見町一般会計補正予算第6号について提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億6,609万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億9,279万4,000円とするものであります。

2 ページの第 1 表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金を増額。

第15款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金及び保育所運営費負担金を増額。

第16款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金を増額。

第20款繰越金では、歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、茨城県市町村振興協会から受け入れを行った東日本大震災に係る災害対策支援金を増額。

第22款町債では、保育所整備事業債を新規計上するものであります。

次に、3 ページからの歳出について、その主なものを申し上げます。

第 1 款議会費から第 9 款教育費まで、職員給与関係経費の補正を行うほか、第 2 款総務費では、財産管理費で、中央公民館及び消防署の LED 照明への改修工事請負費を増額するとともに、町が実施する草刈り作業に必要な庁用備品購入費を増額する一方、庁舎維持管理費で、寄贈により役場庁舎の LED 照明が整備されたことに伴い、当該工事請負費を皆減。

町民活動推進費で、集会施設の増改築事業補助金を増額するとともに、新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業を新規計上。

第 3 款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金を減額する一方、療養給付等負担金の実績精算に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金を増額。

障害者福祉費では、障害福祉事務費の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を新規計上するとともに、サービス利用者の増に伴い、補装具給付費、障害者介護給付費及び障害者訓練等給付費をそれぞれ増額。

児童措置費で、子ども手当等の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額。

保育所費で、保育所運営費を減額する一方、待機児童受入れに伴う入園者の増により、あゆみ保育園運営負担金を増額するとともに、民間保育所建設に対する補助金として、安心子ども支援事業費補助金を新規計上。

第 4 款衛生費では、塵芥処理費で、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの維持管理費を増額。

第 5 款農林水産業費では、農業振興費で、平地林保全整備委託料を、農地費で、農業集落排水事業特別会計繰出金をそれぞれ増額。

第 7 款土木費では、街路事業費で、草刈り委託料を減額する一方、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、倒壊家屋等の発生時に使用する地中音響探査機購入代を増額。

第9款教育費では、事務局費で、教育振興基本計画策定委託料及びALT派遣委託料を減額。学校管理費で、本郷小学校の学級増に伴う教室改修工事費を増額。教育振興費で、中学生海外派遣事業の中止に伴う関係経費を皆減するものであります。

次に、5ページの第2表・債務負担行為補正については、維持管理委託料、電算システムなどの業務等が平成24年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正については、保育所整備事業を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 質問いたします。12月の補正予算より4億9,000万が抜かれた今回の補正予算なんですが、私たちは12月の補正のときに、この4億9,000万を財調に入れるということには反対したつもりはないんですね。その、4億9,000万がたまたま入ってくるから、それを使っても、まあ一般財調からでも構わないけれども、震災の被害を受けた方に補助できないかということをお願いして、それも618人の請願を議会全員一致で申請した、町長に提出したわけです。そのお答えが、何も12月の補正に反映されていなかったということで、反対したわけです。

町長は常々、痛みのわかる政治、思いやりのある政治に取り組んでいくとおっしゃっていたのに、これが計上されなかったということはどういいう理由なのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう何度も何度もこの問題やってるんで、私は4億9,000万が入ってきたからとか云々とか、そういう問題じゃないと思うんですよね。お金が入ってきたからこの問題をどうのこうのじゃなくて、もしも本当に必要であるならば、4億9,000万も入るも入らないもないよな、やっぱり。それは町がきちんとした対応をすべきだと思います。

ただ、ここずっと歩いたりなんだりしていてね、私もいろいろ説明をしております。石井議員とも若栗北のほうでお話もさせていただきました。そういう中で、今阿見町でね、本当にそ

の倒壊の中でね、困ってる人が本当にいるのか。

確かに、リフォームでね、そういうシステムになってお金をもらえれば、それは少しは助かるでしょう。でも、私としてはそういう考えは持ってないんですよ。それまで町が、個人の物に対してやる必要はないと。必要の度合いがやっぱり低いということも、もう最初から、これは6月の一般質問の細田議員の質問のときから、そういう思いをずっとしてましたし、それが今も全然変わりません。これは、本当に。

非常にね、この間も言ったけど、壊れたり、いろいろ大変な思いした人はいるかもわからないけど、まだまだ阿見町の場合は、軽重なね、形で、本当によかったなあと、私自身も思ってますし。だからそのために、その一部の人たちにリフォーム、または見舞金を出そうという、そういう意識は私はないんです。私にはありません。本当に。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私たち、12月に反対したときにですね、町長に、少し冷却期間を置いて考え直していただけるのではないかと考えて、時間を置いたんですが、今回このような御回答でございまして、また4億9,000万を抜けばいいんじゃないかみたいな補正を出されてきて、非常に残念なんです。

町長は、町は軽微な震災であれだっておっしゃっておりますけれども、結構高齢社会が進展して、本当に年金生活をしている、退職金をいかに少なく取り崩して生活していくかっていう人は、直そうと思っても直せない人もいるわけですよ。ブルーシートがいまだに乗っかってるっていうのは。

確かに職人も少ないでしょうけれども、お金がある人は直せているわけですから。そういうことを思うと、本当に困っている人を何とか助けて、少しでも、お金が多い少ないじゃないんですよ。気持ちですよ。町の気持ち。それをあらわしていただきたいなと思って請願してたわけです。町長が、私たちから言われたことでなければやったのかな、なんて思ってしまいますけれども。

町長は確かに、御自分も被災しているとおっしゃってました。でも、町長はまだ働き盛りです。働き盛りじゃない方のお宅がたくさんあるわけですよ。そういう方に思いやっていたいただきたいなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 気持ちを思いやることはね、やっぱりこれはだれでもがね、思ってますよ。みんな、被災された人に対して、非常に大変だなと思う。

ただ、思うことはできても、それをね、全般的に、町の税金を使って、個々に大変な人——大変な人はその人ばかりじゃない。それこそ、確かに千年に一度で被災されてどうのこうの

っていうお話ありますけど、でも、本当に困ってる人ってそればかりじゃないと思うんですよ。それこそ、困ってる人に一々ね、そういう形で町の税金を費やしていったら、やっぱり幾ら財源があっても足ないと私は思っていますし、それ以上に、そういうものに対してじゃなくてね、やはり一般町民に対して、やはり受け入れられるようなものを、やっぱりやっていかなければいけないという思いで、そういうものに財源を使っていきたい。これはもう前々から言っているとおりであって、被災された人にはお見舞いは申し上げますけど、そのお見舞いをお金に換算してどうのこうのっていう考えは持っていないということだけは、もうずっと言ってるんで、それ以下でもそれ以上でもありません。私はその意識で、町民全般に対しての税金の使い道をきちんとしていく。それ以外に何もありませんよ。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今度の補正予算、今の4億9,000万にも関連して質問したいと思うんですけども、要するに、12月補正予算が否決されたっていうのは、町長が議会の意思を全然考慮しないっていう点で議会側は反発したわけですよ。で、今私の一般質問、6月のやつで出さないって言ったと。それをずっと、今も続けているわけですけども、議会側はそうじゃなくて、要するに、今既に3月11日の大震災で、町民は被害を受けたわけですから、それは行政として何らかの支援方法をやるべきだと、ゆうのが総意だったわけですよ。

私はそもそも地方自治体の制度っていうのは、町民から直接選挙される議会がありますよね。それから、今目の前に座っている町長。これも町民から直接選挙されるわけですよ。よく言葉で、議会と執行部は車の両輪のようだと。片方が欠ければ、車は前へ進まないわけですから、それは町民に対して、どちらも責任は持ってるわけですよ。

このような、去年の大震災があったと。実際町の調べでも、1,650件が一部損壊しているわけですよ。それから、530件が頑丈なブロック塀が壊れてるわけですよ。そうすれば、統計にあらわれてるだけだって、2,100件が被害を受けてるわけですよ。で、そのほか一部損壊ですか。25件があるわけですよ。

一部損壊に対しては、国から100万円の見舞金が出るわけですよ——一部半壊ですね。しかし、その下の一部損壊については、どこからも見舞金が出ないわけですよ。それが、茨城県内でも、一部損壊、うちで19万ぐらいあるっつうふうに言われとりますよね。阿見町でも2,000件もあるわけですから、茨城県にとっても大きな災害だと思うんですよ。県では既に、うちを直すときには利子補給をしますと。で、町長もこの前利子補給はしたいっつうことを言ってたわけですよ。

あと、それから、町長はよく、個人には補償はしないと。今回の一部損壊についても、今やる必要はないっつうことを言っておりますけども、今回の補正予算を見ても、ほとんど、いわ

ゆる町民個人に対する支出が組まれてるわけですよ。例えば、障害者の手当。これは障害者個人に手当をするわけでしょうよ。それから子ども手当だってそうでしょう。それから保育所の整備だって、保育に困ってるお母さん方、子供さん方に対する個々の支出になるわけですよ。それから今回の予算でも、耐震住宅の耐震診断に、ちゃんと予算をとってるわけですよ。だから私は、町の行政っていうのは、個人があって町があるわけですよ。その個人が困ってれば、当然今度の補正予算のように、それぞれ何十万、億っていう金を支出するわけですよ。で、それを、個人には支出しないって平気で言える町長の、私は政治姿勢が理解できない。

現実にはですよ、今度の、今可決された税条例のやつだって、これは国が、個人が大変だから、このままでは1年しか控除できないけども、3年まで延ばすつつうことで、個人に対する援助をしてるわけですよ。

私は、阿見町としてはだよ、茨城県内見ても、この被災住宅の条例でね、リフォーム、それから見舞金。調べてみたら44のうち21市町村が出してるんですよ。特に、被災に対する住宅リフォーム条例をつくったところは、全部トップの判断で、何億円つう金を支出してるわけですよ。土浦だってそうでしょうよ。これは8月に最高限度10万ですけども、4億円の予算を組んでるわけですよ。で、隣の牛久でも、美浦でも稲敷市でも、リフォームはやらなくても見舞金を出してるわけですよ。

じゃあ、あなた阿見町は何をやってんですか。何にもやらないでしょうよ。そして、そのやらない理由は、じゃあ議会側から全会一致で要請があったと。じゃあ、その自分の部下に、こういう要請があったけれども、研究してみなさいと、そういうことも言ってないわけでしょうよ。それでは私は、町長としての質が問われるつつうふうに思うわけですよ。議会だって、それはおかしいつつうことだから、執拗にこのことを要求してるんだと思うんですよ。

それについて、今答弁でも、個人にやる必要はないと思っていると。それはあなた個人だけの考えでしょうよ。議会とどんなふうに話し合うつもりなんですか。この議会の要望について。それをちょっとお聞きしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1回こっきりのこととね、今から継続してやろうとしている政策とは、意味合いが全然違いますよ。細田さんの言ってるのはね、今回1回ぼっきりのことですよ。だけれど子育て支援だなんだ、待機児童ゼロ、そういうものはね、継続して事業がなされてるんですよ。

ただね、町民の話を聞いた中でね、それをやるべきだっていう声が非常に大きいというならわかりますよ。私が感じた中で、そういうことはありません。私が聞いた中では、そういう声がどんどんどん出てきてるっていう、そういうことはありません。これは断言して言いま

す。

そういう中でね、トップがみんな決めてるって、ほかの人もトップが決めてるんでしょ。いろんな勘案して。私もいろんな勘案してトップが決めてるんですよ。私が決めてるんですよ。だから、私が決めてるっていうことは、みんな何かあれば私に来るんですよ。そうじゃないですか。町長は何やってんだって来るんじゃないですか。そういう言葉が1個もありません。町民から。私はこういうことって言ったときに。一言もありません。

○18番（細田正幸君） 請願した618人はどうなるんだよ。

○町長（天田富司男君） 610あるって、それはあなたがとってきたってことで、それはそれでしょよ。ほかの人の中ではありませんということを書いてんですよ。

もう、この議論をいつまでもしても、私はその気は本当にはないんですよ。それであれば、今後ね、やっぱり防災に対したって何だって、今から相当なお金かかりますよ。そういうものに、やはり今後の防災に対しての、やっぱり財源等を考えればね、やはりそちらのほうに、今後向けていかなければならない。防災の予防っていうことになれば、やっぱり相当なお金がかかるということ、よく考えていただきたいなど。それだけじゃないですか。

ずうっとそのことで、私はもう前からそれはもう言ってるわけだから、今のような話であるならば、次回にね、反対討論きちんとしてくださいよ。それで反対討論してくださいよ。

何も、私は今、この問題に対しては、やろうと思ってるから。これはもうずうっと一貫してるわけで、それはかたくなじゃないんですよ。私の姿勢なんですよ。今阿見町では、被災者に対して見舞金とかリフォームの助成をするっていう、そういう状況にはないとおれは思ってるから、そういう考えでやってるんです。

そんで、もしもこのことがね、天田は何だ、とんでもないと。町民を全然思っていないってなれば、それはどっかで必ず私んところにはね返ってくるわけだから。よく、それを考えてくださいよ。私はもうそれは一貫してるわけで、これをどうのこうの、今は変えるつもりもないし、議員皆さんがそうだって言うんであれば、それは皆さんの意見はそうであるでしょうけど。

ただ、議員の皆さんだって、すべてがそういう考えばかりは持ってない。確かに補助してもらえれば、その人たちは少しは助かるね。だけど、うんじゃあ、一般の人たち、全然関係ない人たちにしてみたらどうなんだ。そういうことだってやっぱり考えなけりゃいけないのじゃないかなと。ただ、被災した側ばかりを考える、そういう問題ではないなど、私は思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の天田町長のかたくなな答弁聞いてあきれってますけれども、私は前段の、そもそもの議会論も言っているわけですよ。で、議会と執行部の話し合いも、今で

3回ぐらいしましたよね。

今年になってから、1月6日、議運がありましたよね。で、議運でも中座をして、もう一回、議長・副議長、議運の委員長・副委員長で、町長に会って再考を求めるという申し入れをしたわけですよね。そのときもノーだったんですけども。

じゃあ町長は、阿見町議会の意思、それをどんなふうにとめているのか。今まで歴史的に、議会と長がですよ、こういう事態になったとき、議会が全会一致で要望したことは、ほとんど長側も、何らかの議会の意見を受け入れて、そして阿見町の行政つつうのはうまく行っていたわけですよ。

今回だけです。町民が2,000件も被害を受けたってのは事実なわけですから。そういう事実立って、じゃあ議会側は、被害を受けた人には何らかの援助をしようと。財政的にも、早く言えば棚ぼたですよ。棚ぼたの4億9,000万があんだから、ほかの市町村よりはお金に余裕があると。それを使いなさいと言ってるわけですよ。

それに対して町長は、それは議会の総意でしょうよ。9月議会の総意で申し入れたわけですから。それをかたくなに拒否してるわけですよ。そしたらば、執行部と——議会側と長側の話し合いつつうのは成立しないわけでしょうよ。だからあなたは議会側、私は618人の署名もありますよ。2,000件までは回れなかったけども、被災を受けた人は全部署名をしてくれたわけですよ。あの君原なんかは、区長さんなんかは被災を受けた人を回ってくれましたよ。その集まりが世論としてなってるわけですよ。それは、署名でちゃんと意思表示をしたわけですよ。補助してもらいたいと。私は町長個人へ来てる声よりは多いと思いますよ、こっちのほうが。

その、議会は声を受けてるわけですよ。当然執行部側も、それは議会として正式に要望してるわけですから、あなた方が研究しなければだめなわけですよ。それが町長個人のだけで、したいも研究もさせないつつうのは、私は町長の独断だというふうに思いますよ。

あと、今、前段に言いました、議会の意思を尊重する、町長の意思も尊重するつつうことを、お互い話し合いになるわけです。なぜこの、困ったときに話し合いをしないの。議会の意思を取り入れないの。そのことを答弁してください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 議会もね、二元制ですから、代議員制ですから、それはそれとして、尊重すべきことは尊重する。しかし、引けないものは引けないんだ。ね。皆さんが、全部がそうだって言っても、私はこうじゃない。それは引けないものは引けないんですよ。それはやっぱり……。

〔「なんでだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから引けないものは、先ほどからずっと言ってるじゃないですか。

そういう状況ではないんだとおれは思ってるから。幾ら言っても同じじゃないですか、平行線で。私は引けないものは引けないんだと。皆さん18人の人がどうのこうの言っても、引けないものは引けない。できるものとできないものもある。しかし、要求されたものは、子育て支援でも何でも、皆さんに要求されたものは早くやってる。それなりにスピード感をもってやってくるつもりですよ。だけれど、この問題に対しては、私は絶対引かない。そのことだけは言うておきますよ。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。それでは、観点を変えまして質問させていただきます。9月の議会に出されました請願書、東日本大震災で被災した住宅のリフォーム助成制度の創設につきましては、その当時は全議員が町として補助、そして支援が必要だとして賛成し、採択されました。

その後、町長さんが、やりません、考えていませんと強硬な姿勢のために、もう十分手を尽くしたんだからと、おりてしまった議員さんがたくさんおります。

しかし、全議員が賛成した、議会総意のとらえ方、その重みをどのように考えてらっしゃるのでしょうか。一、二名の議員の賛成とは意味が違う、重大な意義があるとは思いますが。議会の総意という点について、町長さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 浅野議員ね、議員18名、みんなそういう思いはしてたでしょう、確かに。少しでも軽減してやりたいっていう気持ちは。

しかし、絶対これはやらなければならないっていう、そういう議員がね、じゃあ、これは絶対実現しなければならないんだっていう、そういう強い意思の議員ばかりじゃないと思うんですよ。もしもこういうことができれば、少しは、被災された方はね、いいなと思うようなね、だれもがそう思いますよ、これは。

だけど、今阿見町としては、そういう意識はないし、議員を尊重する。やっぱり私のことも尊重してもらいたいんですよ。議員ばかりじゃなくて。私の意見も尊重してもらいたい。そんでね、そういうものが出てきたときに、ちゃんと、うちのほうからもう、執行部のほうから返してるわけだから。これは今やる状況ではありませんよって、ちゃんと。それでもまた何回も何回も来てる。そういうことでしょう。それは全部の議員がそういう意思の中でやってるっていうのであるならばまた別ですけど、やっぱりそこはちょっと違ってるんですよ、何か。

だから、やっぱり、議員も、確かに皆さんの意思もね、大事かわかんないけど、私の意思も大事なのね、浅野議員。

幾らね、お話しても、同じ平行線なんだから、答弁しても同じになっちゃうじゃないですか。

○9番（浅野栄子君） 答弁の……。

○町長（天田富司男君） んでは、答弁求めないで、じゃあ。浅野さん、答弁求めないで。また同じようになっちゃうから。

○9番（浅野栄子君） 同じ……。

○町長（天田富司男君） だって同じようなこと言ってもしょうがないでしょう。ずっと、んだって、同じお話ししてんだもん。同じ話じゃなくて、もう少し、もう無理な話なんだから、今、そういう中で、このリフォームにしても見舞金にしても、その、やるつもりはないっていうことだけは、もうはっきり、私もう意思表示してるわけだから、そこはもう、きちんにとらえてくださいよ。

だから、私の意見も尊重してください。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 答弁は求めません。

でね、町長さんの今の答弁は、私が求めた答弁とは違います。やるかやらないかではなく、議員総意が、みんながね、こうだって言ったときに、町長さんはどのような重みをとらえるのかと、そのお考えですね。はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔「求めねえつつたっぺ」「議会が決めたことであんめよ」「今初めっから言ったでしょうよ、浅野さんは。求めないつつて」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 最初は言いましたけど、最後にちゃんと言ってます。聞いてます。はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、それぞれのね、意見があるんでね、それぞれ重みはあるでしょうけど、私も、やっぱりそれなりの重みを持って答弁してますよ。自分の、それこそこれはね、皆さんからしてみれば一大事なんだっていうふうになれば、私にとっても一大事の、自分の発言をしてるわけだから。これだけ、私の思いついていうのはそうだっていうことをしてるわけだから、そういうときは、自分も強い重みの中で発言してるっていうことだけは理解してください。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私は、浅野議員の意見に賛成です。町長は、この4億9,000万の、この補正で、一応減額してあんですから、ここで、要望にはこたえませんが、私はやる気はありませんということ、非常に間違いだと思います。

ですから、これは、一応減額してあんですから、この点載せてないんですから、ここで判断

を下す権限は、町長にはない。私は、それはまだこの次の議会もあるわけですから、そこで答えははっきり出せる。

出せるんでしょう、これ。だって、これ出てないんですから。出てないものを、私はやりませんよ、そういう気はありませんっち、これは町長の間違いです。

これはまだ、町長も、議員全員の総意で要望して、それもされたわけですから、やれないではなくて、やる気がないではなくて、この予算、4億9,000万について、使い道はまだ考える。皆さんの意見も十分聞いて、考える期間を置くのが正しい考えだと私は思います。ここで私はやりませんという言葉遣いは間違いだと。

ですから、これはこれ、先ほど……。

○議長（佐藤幸明君） 質疑の形にまとめてください。

○14番（倉持松雄君） 質疑ですね。

ですから、ここでやりませんという言葉は、私は間違いだと思うんですけど、町長いかがですか。改めてもらえないでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ついつい熱くなってしまいまして、どうも申しわけございません。

ただ、本当に議案の中にはね、ないんですけど、ほら、議長さんがそれぞれ行司をしてやってるものですから、こちらもそのつもりで。4億9,000万の話は全然この中には入ってないんですけど、そういう面ではね、やっぱり私もエスカレートしてしまったことはお詫びはしますけど。

ただ、今後4億9,000万は、どういうふうにしる、3月の議会のほうには出てきますから、そのとき、十分皆さんの御意見等を聞きながらお話したいなと、そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） そのときには、震災のお見舞金、そういうことも、多少は心の端っこに置いて、十分考える期間を置いていただきたいと思いますと思いますが、できますか、町長。お尋ねします。

〔「できねえつってっぺ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ここで何をやるかっていうのは、ここでは答弁はできませんけど、自分の意思是、なかなかね、やっぱり人間ですんで、自分の意思をころころころころ変えるっていうことは、私にはできる状況じゃない。そういう人間じゃないんでなかなか難しいですね。

どうにしる、4億9,000万の使い道はね、やっぱり4億9,000万だけじゃないんですよ、実際にはね。財調にそれだけの金額が、ある程度の金額を載せてなければ、やっぱり町の運営は

できないわけですよ。そういう中で、じゃあ何が一番使ったらいいのかっていうのは、これはやっぱり考えていかなければならないと思いますけど。

それは十分考えさせてください。ね。倉持議員，よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） どうも，思ったことを翻すことはできないという，そういう言葉遣いを私は非常にうまかねえと思う。これは町長一人で阿見町を動かすわけにはいきませんから，議会も非常に大事な存在なんですから，震災の助成というのを，多少は心の端っこに置いていただきたい。そして，次の議会までに考えていただきたい。

お約束できますか，町長。あ，質問じゃないね。約束じゃなくて，ぜひお願いして終わります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 先ほどの全員協議会でもちょっと話が出ましたけども，この4億9,000万，12月の定例議会にはこれが歳入として入っていたと。それが財調に積むということのを否決になったと。そして今日の議会には，この4億9,000万が入ってない。

課長の答弁では，問題はないと考えていますという，全協での説明がありました。

しかしこう，これ載ったわけですから，12月の定例議会には4億9,000万は入ってたわけですよ。で，反対されたから手を引っ込めると。そして保留してあると。この財法上の問題で，それはきっと執行部は，こういうことをやってもいいんだという思いで今やってるかと思うんですけども，普通の常識で考えて，入ったものは入った。出たものは出たと。そういうことをもっとう，素直に議会に言うことがいいことだと思うんですよ。

反対されてしまったから引っ込めて，まあ，隠せば——隠せばつつう言葉も非常に失礼ですけども，表面に出さなければ，数字が出てこなければ，これは通るんだと。そう考えたとしたならば，これは非常に問題ある提示の仕方じゃないかなと。

まあ，細田議員も言われたけども，車の両輪と言うんだったら，やはり入ったものは入りましたときちんと言ってほしいと。議員としてそう考えております。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。お答えいたします。クリーンセンターの和解金ですけども，これは従来から何度も，協議の経過を議員の皆様にも御説明いたしまして，それで和解になったということで，その和解金が入りましたので，12月に計上したということでございます。

それが否決という形になりましたので，今回の補正予算は，12月には，必要な金額ということで計上したわけですけども，その後，特に緊急性があるというようなことで，先ほど町長か

ら御説明したとおり、いろんな手続き上ですね、障害者の方のこととか、本郷小学校の教室の問題。それから保育所の整備の問題。ってことがあるので、今回の補正予算に、緊急的に臨時議会をお願いしたということでございます。

4億9,000万につきましては、次回の3月の定例会で計上するというので、特に補助金の返還という問題がありまして、それがはっきりしますので、その時点できちんと歳入歳出で計上いたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） なかなかこっちと議論がかみ合わない。

私が聞いているのは、1回4億9,000万が入ったということを公表したわけですよ。12月の定例議会で。それがここに出てこないのは、非常に、議員として数字を見た場合に、納得できないということ言っているんですよ。緊急性があるからとか、国の補助金があるか、そんなのもう当たり前つうか、見ればわかる話で、4億9,000万が、あの時点が入ってたわけだから。今回も入ってなくちゃおかしいんじゃないんですか？

あからさまにしたんだもん。4億9,000万入りましたよ。12月の定例議会で。それを何かこう、隠すとか保留するとか、その言葉の使い方はいろいろあるでしょうけども、もっと素直に、入ったものは入ったと。使い道はこうするんだと。それが議会との議論になるわけですよ。なったわけですよ、この間は。財調に積むということに。対しての、議会のいろんな思いがあって否決ということになったわけですよ。

それを逃げないで、入ったものは入ったと。で、私たちはこう使いたいんですよ。そこで、ここで議論をすると。それは町長が言ったように、いろんな立場もあり、考え方もあり、それはそれでいいでしょうよ。でもその4億9,000万をここに載せないということが、私は何かこう、隠してるんじゃないかとか、もっと素直に入ったものは入ったと、12月の定例会で公表しちゃったんだもん。

今我々が入ったのをご存知なければいいですよ。12月の定例会のときにもうわかったんだもん。やっぱりここで入ったということ載せたほうがいい。載せないのはおかしいと思うんですよ。どうなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 3月に処理をしますので、問題がないということでございます。

臨時議会でございますので、特に緊急性のあるもの、急いで処理しなければいけないものを、この臨時会の補正予算で計上したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 質問に対しての答弁がちょっとはっきりしてない部分が多すぎます。

〔「そうだよ。もっとちゃんと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 明確なる答弁をお願いします。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 12月のね、定例会で、4億9,000万のね、その使い道は、皆さんやったじゃないですか。そんで、あなたたちは、4億9,000万はこうやって使え、ではなければ通さないよって、通さなかったんでしょ。ねえ。今回4億9,000万円出したら通すの。通んないじゃないですか。

〔「使い道でしょ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 使い道は、だから私はそういうものには使わないって言ってるじゃないですか。それではだめだつったら、いつまでも同じじゃないですか。それじゃあ解決策が見つからないから、4億9,000万は3月に回すっていう、そういう状況ですよ。

何もここで皆さんが、4億9,000万を、じゃあそれは外してくれって、そうすれば通すよ。そういう形になんならいいですよ。こうやって臨時会開いて、経費をどんどんどんどん上げてってるわけだから。これがなけりゃ絶対通さないってんじゃ、これは通んないじゃないですか。

そんで、12月ってのは本当に緊急性があるんですよ。あと3カ月とかないんですよ。そういう中でやってるんだから、それをやっぱり理解してもらわないと。

両輪両輪って言うけど、それで、あなたたちのほうが強いんですから。議案を出したら、議案をそこでね、可決すんのはあなたたちなんですよ。だから、それはね、町民の生活っていうものを、皆さん、町民のため、町民のためって言うのであるならば、すべて通してくれとは言わない。だけど、それであるならば、修正で、んじゃこれは外せよ、そのあとは通すよって、そういう話ならいいよ。4億9,000万出したら、また同じようなことでどうのこうの、どうのこうの。それでは堂々めぐりだから、やっぱり執行部だって、それはしようがないと。

町民のためには、ここはやっぱりね、一歩下がっても、やはり通していただいて、そんで早目に子育て支援等、やっぱり待機児童ゼロとか、そういうものをやりたいし。

やっぱり、公会堂の補修だなんだってね、すぐお金が必要じゃないですか。なかなか区でね、百何万も立てかえられないですよ。そういうこともできないっていうことになれば、やっぱり、その区民の人たちに迷惑かかるんですよ。だから私はね、そういう形にしていかなければ、通らなければやっぱり、それはしようがないだろうと。手法としてはしようがないだろう。

でも、3月には、どんなことしたって、予算は上げるわけだから。またそのとき十分やってくださいよ。今回は皆さんにお願いして、今回の補正は通していただきたい。そう思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 4億9,000万。私は、その12月に明らかになったものは出してほしかったと。明らかになってしまったんだから。それがここに出てないのは、やはりどう考えて

も不自然だと。

手法としては許されるかもしれない。でも思いの中では、それはやっぱりおれはやっちゃいけないことだと。思いの中ではね。手法としては、それがもしも正しい手法なんたら、許される手法なんたら、それはそれでいいかもしれない。しかし、議員と執行部ということ考えたときには、やっぱり出してほしかったなあと。使い道はまた別の話ですよ。

それと、いろいろ反対とか、今町長が言われた、通さないとか通すと。私も反対した一人として、もろ手を挙げて反対している人はだれもいないと思うんですよ。49対51という、そのすれすれのところで、ましてリフォームの件なんかは、やはり困ってる人がいるということでは。そのすれすれのところで、反対した人も反対したんだろうと思います。

賛成も、自分たちが出しといたその請願に対して、100%賛成した人はいないと思う。やっぱりその人も、リフォームをやってくださいよっていう請願を、名前を連ねて出してるわけですから。その人もやはり、49対51という、すれすれのところで賛成したんだろうなと、そんなふうに思ってます。

そう考えたらば、やはり4億9,000万は出してほしかったし、その執行部の皆さんは、49対51で賛成も反対もあるんだということも、よく理解してほしい。通ればいいんだと。こういう手法をもって通すんだと、そういうことは、やはり私はやるべきではないと、そう思ってます。

答えなくてもいいですから。

ただ、そういう思いの中で、賛成も反対もあるし。それは、執行部は、そのことは十分酌み取ってほしいと。じゃないと、いつまでたっても、本当にもうぶつつかったままで、どうしようもない状況が今生まれてしまうと。そう思ってますので。

最後にもう一回言いますけども、4億9,000万は、ここに数字を出してほしかった。入ったのは事実なんだから。事実をきちんと事実として正直に出すと。そこでお互いの信頼関係が生まれてくると、そう思ってますんで。よく考えてください。

○議長（佐藤幸明君） 質疑を許します。

はい、柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 20ページですね。20ページ保育所費のですね、保育所整備事業、負担金補助交付金1億7,045万7,000円。安心子ども支援事業費補助金。これについて詳細な説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。お答えいたします。この民間保育所建設に係る補助金でございまして、これは安心子ども支援事業補助金については、平成24年3月31日までの補助制度

となっているため、平成23年度の補助事業として実施を行うということで、補正で上げさせていただいたものでございます。

補助率といたしましては、県が4分の2、県の補助基準額が1億9,800万ということでございます。

内容といたしましては、補助建設費の見込み額としては、2億8,555万8,000円ということでございまして、これに対する県の補助金が、先ほど申しました1億9,800万。それに付帯工事、設計料等合計いたしますと、補助対象基準額としては、2億2,727万7,900円ということでございます。

〔「内訳を言ってください。よくわかんない」と呼ぶ者あり〕

○民生部長（横田健一君） 内訳でございますね。内訳としては、県の補助基準額1億9,800万円に付帯工事等含めますと、補助対象基準額が2億2,727万7,900円でございます。

これに県の補助率4分の2を掛けますと1億1,363万8,000円ということでございます。これに町の補助率が4分の1ということで、5,681万9,000円が町の補助金となります。この2つを合わせますと1億7,045万7,000円ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。済みません。具体的にどういう内容、何をするのかということを知りたかったわけなんです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） これは待機児童解消ということで、民間の保育所の施設を誘致するというので、23年中に一般に募集をして選考いたしまして、その決定した事業については、前の全協でも御報告したとおりでございます。その事業者に対しまして、こちらの補助金を交付するというのでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほどからいろいろ議論を聞いていますけども、町長が議会と歩み寄る、譲歩する、話し合う、こういう気持ちがないというのが、非常に私は残念です。

やはり、議会というのはですね、やっぱり双方が、つらいときでも譲り合うという気持ちがないと、町政はうまくいかないというふうに私は思います。

それでですね、本当に、本当にですよ、一遍出した予算に対して、議会から否決されたから、次の機会にはゼロにして、そして、そういうことが本当に会計法上許されるのか。会計法上ですね、許されるのかももう一度確認をさせていただきます。

それが1つとですね、先ほど来言われてますけれども、町長は個人には税金は投入できないとか、これは言ってるけども、それとか、町民は困っていないと言ってるし……。

〔「なにそれ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 何か言ってますね。ぶつぶつ言わないで後で質問に答えてください。

言ってますけども、我々の知ってる範囲では、やはり困ってますよ、この震災で。だから、どこから町長は入手した情報かも知りませんが、我々が話してる人は、やっぱりぐしを落とされたとかちゅうのは困ってますよ。そこの点はね。

近隣の市町村もですよ、新たな予算を組んでお見舞金を出してるわけですよ。必要性を認めて。困ってることを。何で阿見町が困ってないと言うのかが、そこが、町長の認識が理解できないですね。

まあ、それはそれでいいでしょう。町長が、おれはこうだったっていうことですから。

だから、もう少し議会と対話をする気持ちがほしいです。その対話をする気持ち——先ほども浅野議員が言いましたけれども、議会ですから、人が変われば何回でも同じ答弁をするんですよ。国会でもみんなそうでしょうもう。人が変わる、党が変わって質問すれば、同じ質問でも、何回でも丁寧に答えるんですよ。「答弁を求めないでください」は、それはね、この議会を無視していることですよ。それはもう町長、つらいでしょうけども、人が変われば同じ質問でも何回でも丁寧に答えてください。

では、質問に答えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 前段の御質問で、12月の議会に和解金の歳入歳出を計上したものが、今回計上しなくていいのかどうかということに関しましては、問題がないということでございます。

3月にまた計上するというお話を差し上げてますけども、万が一3月に否決された場合も、これは剰余金ということで来年度に繰り越しという扱いをしなければいけませんので、そういったことも考えて、そういったこともありますので、今回も緊急性ということで、国の補助金、それから町から支出しなければ補助金というものを優先して計上したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 緊急性というのはですね、もう3・11から1年たとうとしてるんですよ。これ、今やらないと、来年の3月過ぎて、「はいどうぞ」なんちゅうのは、これね、への突っ張りにもならないですよ。やっぱりもう少しね、スピーディーにやるべき。これが緊急性だと思うんですよ。

だから、我々が求めたときにさっと出せば一番よかったんでしょうけども、町長がかたくな

にそれは嫌だっっちゃうから、これはもうしょうがない、町長の姿勢だから。そこに我々は、だから我々は反対しているわけで、この補正に載ってないということが、非常に私なんかは不満です。

まあ、これ以上町長と話してもなかなか進まないんでね。質問はやめますけども、非常に残念です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 今の質疑の中にもありましたが、答弁を求めないでといった発言が大変気になります。議会というのは、質問をし、それに答弁を求め、そしてその議案の内容を理解をする。理解をした上で、賛成なのか反対なのかの判断をする。で、そのことを推し進めることの原則が、今日本では民主主義というルールにのっとって進めているということです。

質問をしないで。質問をしないということは、議会は要らないと、そういうことになるんだと思います。質問をしない議会なんて、全く何の価値もない。一人も議員は要らないと。ってことは、阿見町だけではない。民主主義にのっとって国営をしている国は、すべて議会は要らないと否定したことになるんじゃないのか。

そこをお尋ねをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 浅野議員のときに、同じようなことであるならば、私がもう何度も答弁してるから、もう答弁はいいんじゃないかという話をしたわけであって、また浅野議員の質問に対しても、それは質問だから、議長が、町長、それは質問なんだから答弁しなさいよってことで答弁させていただきましたよね。

小松沢議員の高尚な物の言い方ってのは、なかなか私には余り理解できないんですけど。私は、何も議会を無視してるとも何とも思っておりません。私になってからちょうちょうはっし、いろんな意見がぼんつかぼんつか出て、かえって活性化されたんじゃないですか。議会とあれは。それはそれぞれのね、あつれきがあるかわかんないけど、それはみんなそれぞれの物事の考え方がぶつかるわけだから、それが一番いいことであって、決して悪いことではないなと私は思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 折り重なった意見になりますが、言うならば、今回の補正の中に4億9,000万を入れなかったということは、審議対象にしないという意図も酌み取れると。その審議対象にしないことが、いわゆる民主主義のルールの中で運営をしている市町村、国の運

営の仕方を否定していることになるのではないか。これ、きちんと今回も4億9,000万を上程して、そして審議の対象にすると。これは当然のことだと。それを出さなかったということ、改めてもう一度、なぜなのか確認をしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 1月、年明け早々この1月10日にお願いしました補正予算が、なぜこんな1月年明け早々にお願いしなければいけなかったかということは、先ほどから何度も説明していますとおり、国からの補助金、国庫補助金等が入ってきます。それをすぐ、町のほうの財源をつけて、保育所関係の支出としなければいけない。

また、先ほどから出てますとおり、公会堂の修繕の支出もございます。それから障害者の方の支出もございます。そういったものについて必要だから、この金額、期限を決めて急いでやらなければいけないから必要だからということで、今回の補正予算に計上したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 全然答えになってない。どこへ使うお金がどうかということも言ってるのではない。審議の対象にしなかったということは何なのかと。それについての質問です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今回の臨時議会の補正予算の緊急性があるものに限って計上しているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 会計法上なりなんなり、そういう手法があっただけというところが前提になってるのかなと、そんなふうに理解もできますが、答弁もそういう内容だろうと思います。

これは、会計法上の問題としても、きちんと確認はできてるのかな。いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。会計法上は問題ありません。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） まず22ページと25ページ、農地費の農業集落排水事業特別会計繰出金が一般財源からあります。それと同じく、28ページの公共下水道事業特別会計繰出金、やっぱりこれも一般財源から繰り出しておりますが、これは緊急性というか、特別会計のほうで、特にこれが足りなかったから補正で組むんだという、この説明をちょっとお願いしたいですが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。繰出金については、特別会計のほうで事業をしなければならないということで、予算がないので一般会計のほうから繰り出しをするということでございます。

今回の議会の12月の補正では、前にもあったんですけれども、特別会計が採決を受けて、一般会計が否決をされたということで、ねじれ的な部分になってるということで、非常に好ましくない状況ではあるというふうには考えております。ただし、特別会計は特別会計のほうで議決をいただきましたので、それは予算が通ったということ。ただ、あくまでも、それは年度中に一般会計からの繰り出しをするというふうな前提の中での執行ができるということでございますので、本来であれば、繰出金の部分についても、一般会計のほうで採決をさせていただかなければ問題があるというふうなことになるかと思えます。

ただ、特別会計は御検閲いただけましたので、それはそれで予算は確定をしましたので、それは執行はできるということですが、それはあくまでも年度中に、一般会計のほうの繰り出しができるという前提の中で進めているということですので、これは必ず、もしできなければ、専決とか何らかの形で対応しなければならない項目になるかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、今回の平成23年度阿見町一般会計補正予算第6号について、反対討論をしたいと思います。

この補正予算については、そもそも12月議会で論議された内容でございます。その中で一番問題になったのは、今回の議会でも質疑の中心になっております住宅リフォーム助成制度ですね。それに4億9,000万を使ったかどうかという、議会側の総意に対して、町長、執行部側が、私はやらないと。やる必要がないということで、平行線をたどってきた議論です。

今回の議会でも、明らかになったことは、町長はやるつもりはないと。一番最後に、紹介議

員の一人から、3月議会までには、やらないんじゃないかと考えてくださいという要望がありましたけれども、それについてははっきりした答弁はなかったわけですが、私どもとしてはやはり、今回、東日本大震災で、阿見町も未曾有の災害を受けたわけですから、そういうときにはきちんと、行政として温かい手を差し伸べるというのが、一番とるべき姿だというふうに思います。

町長は、その4億9,000万については、これから災害の、例えば通報システムとか、そういうものに使いたいという事も前に言っておりましたけれども、私は、今回もう起きてしまったわけですから、起きてしまった件については、きちんと対応するというのが、町としての行政のとるべき態度だというふうに思います。

それに対して、議会の皆さん方も、それは当然だということで判断をしたわけですから、町長が言う、かたくなな、一回こっきりのやつには出せないという事は、私は筋が通らないと。

あと、4億9,000万を否決したというのは、そういう議会の裏の、本当の総意があるわけですから、それをかたくなに拒否して、今回それを外して緊急だけで通してもらいたいというのは、余りに町長の虫のよすぎる判断でないかというふうに、私は思います。

そういう点で、議会の意思が、今の時点で全然組み入れられないということは心外ですので、この一般会計予算に反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私は、せっかく町長が、町長は町長一人だけでも町を応援することができない。それは議会の協力が得られなければできなということは、町長は百も承知で知ってるわけですから。そして、この4億9,000万をこの臨時会から削除して提案したということは、少しは使い道を考えなければならないということ、心の隅にややあったんではないかと、私はこのように想像いたしております。

ですから、先ほど明言はございませんでしたが、住宅リフォーム制度の考えも、この次の議会までには多少は心の隅に置いていただけたらと思って、この提案された補正予算を、私は賛成といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私は、この補正予算に対して賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正予算の中、非常に大きなものが、緊急課題入っております、その中の1つ目としまして、国・県からの多額の補助金が入っております。この予算が通らなければ、この補助

金を辞退しなきゃいけない。

その内容が何かと言いますと、民生費、安心子ども支援事業補助金、先ほどありました1億1,363万8,000円。これは一区保育所の補助金になります。今度新設される。それと、総務費の中で、新しい公共の場づくりのための提案型モデルの事業補助金。これは310万9,000円。アニマルセラピーのモデル事業。農林水産費の中では、身近なみどり整備推進事業補助金。これが125万円。これは吉原地区の平地林の保全対策。そしてまた、消防備品の購入代で126万円と。辞退しなければ、補助金の合計金額は1億1,925万7,000円と、このような多額な補助金を返さなければいけない。

それによりまして、特に待機児童対策とした、民間の保育所建設を図るための事業が中止、または遅延となる。こういうことが考えられる。また、事業者はもとより、保育所の新設を心待ちにされてる町民の皆様にも多大な迷惑がかかってくる。私のところへも、早くこの幼稚園をつくって待機児童を解消してほしいという話もきておりますので、ぜひこれは早急に進めていただきたいというのは、町民も私も同じ思いでございます。

2つ目としましては、町民への生活の影響として、先ほどもございました、集会設備整備事業。これが、上条の公会堂を初め、109万9,000円。西郷二区とか曙南、下本郷の公会堂の改修事業の補助金も、この中に入っております。そしてまた、衛生費の中で、さくらクリーンセンターの維持補修事業228万3,000円。これも至急に対応が必要である。また、耐震診断事業の業務委託料、また、小学校の整備事業が146万5,000円。これは本郷小学校の生徒が増えることに対応するための事業でありまして、年度内に何としても進めなければ、非常に大きな弊害をもたらす。まさに施設に影響を及ぼすとともに、また、公会堂等このままにしておきますと、再び地震災害等があった場合に、避難所としての機能を発揮できない状況のままである。また、本郷小学校の改修工事が実施できないと、新年度に必要な教室が確保できない。まさに子供たちへの学習環境への悪影響が避けられない。このような大事な予算が入っております。

そしてまた、3つ目としまして、義務的な経費が確保できない。これによりまして、障害者介護給付金の町の負担分を払うことができなくなる。結果として、サービスが非常に滞り悪くなるというふうなことがございます。その内容的には、民生費の中で、補装具給付事業が135万5,000、そして障害者介護給付事業が2,057万1,000円。これは障害者の介護給付費用が不足していく。障害者訓練給付事業、これが271万5,000円。障害者訓練給付費用が不足。そしてまた、あゆみ保育園運営負担金。これはあゆみ保育園に払う、待機児童受け入れに伴う負担金が不足していく等々。また、国庫支出金返還。また、特別会計も、先ほどありました繰出金等も入っております。

そして、今回の補正予算には、維持管理委託料、電算システムなど、継続性・連続性が求め

られる、途中で切ることのできない業務内容が、予算が組まれておりまして、3月までにこの入札を執行し、契約を締結するために必要な債務負担行為の設定も、これは含まれております。

まさにこの予算が通らなければ、町民もとより、町政運営、また、国・県の補助金の返還等、まさにこの、出してくれると言ったものを返さなければいけないという、こういう事態も考えられることもありまして、ぜひ町民の生活の向上・安定。そしてまた、町政運営が円滑に進められるためにも、この補正予算は通すべきであると思ひ、私は賛成といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。賛成討論いたします。

今回の議会は補正予算の審議です。リフォーム助成のお話しが出てますけども、これはまるっきり問題が違います。今回は補正を審議する議会であって、リフォーム助成をしたいのであれば、それは別の問題で議論すべきであって、または議案提案の条例を議員全部でつくるというような考え方を持ったほうがいいと思います。

全く今回の補正予算は問題がないので、賛成いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 私は反対いたします。

ずうっと幾ら考えても、12月の定例会に出した4億9,000万を、今回ここに載せない。これはやっぱり、手法上は許されても、議会と執行部という関係を考えたら、やってはいけないことだと思う。入ったものは入ったと、そこがお互いの信頼関係が一番つながるところでもって、これを載せないのは、私は、どう考えても、今川畑議員が言ったように、緊急性とかそれはもちろん理解します。しかし、それ以前の問題として、手法上は許されても、やはりそれはやってはいけないことだと思うんで、反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい。私は賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど川畑議員から4項目ありました。多額の補助金を辞退しなければならないことが1つ。また、集会施設、小学校の改修工事ができないことが2つ目。3つ目は、障害者の負担を支払うことができなくなる。生命の安全に問題が出てくる。4つ目として、要するに国との信頼関係がなくなってしまう。そういうことは非常に懸念されることであります。

先ほど来出てます、この4億9,000万の使い道について、私は総務委員長の委員会報告をお聞きしまして、確かに住宅リフォーム、大事なことだったなとは思いましたが、その報告を聞きまして、やはり優先順位を考えなくてはいけないんだということを実感いたしました。

私は委員会を傍聴しておりませんので、議事録を拝見いたしましたけれども、とにかく町長の考えとしては、また坪田部長の答弁でありましたけれども、町全体の道路ですとかインフラ

的なこと、また皆さんが困って危険な状態になる。そこに使っていきたい。

で、これが3億7,000万かかるんだけれども、補助で六千数百万円ぐらいしか来ないと。で、結局3億円の持ち出しになってしまう。これは非常に大変なことだということがありました。

また、非常用の自家発電の設備。これは今回の震災で、非常に役場の中も真っ暗な中、大変困っていらっしやったのではないかというふうに思っております。これは緊急性があります。10年から30年の間にまた大きな地震が来るかもしれないという、そういう懸念のある中で、やはりこういうことは優先順位として早くやっていかななくてはいけないというふうに思っているところであります。

こういったことも検案しまして、4万8,000の人たちが、みんなが安心できることをまず考えていかなければならない。住宅リフォーム、私の地域の近くでも、やはり大きな被害を受けている方がたくさんいらっしやって、何とかしてあげたいと私も思っております。そういう中で、私の家も結構被災したわけですけども、そういう方々のことを考えると、これは一部の損壊で申請するのはどうなのかなというふうに思いましたところ、そういう方が結構いらっしやいました。

本当に大変な中だけれども、大変な状況の中の人のことを考えて、これはなかなか自分たちは我慢するしかないなと思っらっしゃる方もたくさんいらっしやいます。そういった中で一部損壊、申請した以外にも非常に困っている方がたくさんいらっしやるということを、私も回っていく中で実感しているところであります。

先ほど、困っている人に補助をとということで、障害者の話も少し出ましたけれども、障害の方々への給付、補助っていうのは、障害の度合いによって全然違います。金額もそうですけれども、支援の内容も、障害が重い・軽い、そういうことであります。

これは先ほどの、ちょっと話が出たことを1つ例にとりましたけれども、そういったことで、本当に困っていること、まず今は少し我慢できること、そういうことを、今しっかり考えていかななくてはいけない時期ではないかということです。

以上で、町長がこういう内容に使いたいということ、委員会の中でお聞きしたことによって、私もいろいろ考え方が、少しずつシフトしてきたということもあります。そういったことで、長くなりましたけれども、緊急性を要することが、現在ありますので、今回はぜひとも賛成の立場で、この一般会計補正予算を通していきたいという考えで、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

るる、各議員が、この補正の緊急性、必要性を述べております。これは我々も、私も、十二分に承知をしております。緊急性も大切なことも、それは言われなくても、説明を受けなくても、この補正予算を見ればわかります。緊急性も重要性も。

ただ、一度出した予算を引っ込めて、臭い物にふたをして、これであとは通せというようなその手法に対して、久保谷議員は手法は正しいかもしれませんがと言いましたけれども、その手法に対して、私は我慢できないということです。

それともう1つは、これと今上がっている補正予算と同じぐらいに、私は町民に対する行政の温かさ、これを私は出してほしかった。これができない補正については、非常に残念です。

ということで、反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。賛成討論させていただきます。

今リフォーム問題、そして国民にとって今何が一番大事なのか、やはりそこを考えていかなければいけないのではないのかなと思います。

もちろんリフォーム問題も、町民が望んでるという声は、私も多々聞いている一人でございますけれども、今ここに至って、12月の議論でも、ああいう結果になったわけでございますから、またここで執行部がこのような補正予算を上げてきまして、会計法上問題はないということで、やはり今は、補正予算ということで、町民が何が必要なのかということ冷静に考えた場合に、やるべきことはやっていくことが、町民にこたえる補正ではないのかなというふうに思うわけでございます。今ここで反対して、またこれをもんでいく。やはり通すべきことはしっかりと通し、また議論すべきものはしっかりと議論していく。やはりそういったたてをかしていくことが、また1つの、この議会のあるべき姿ではないのかなという、一人と思ひまして、私は賛成討論いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 私は反対討論をさせていただきます。

私は質疑はしておりません。るる皆さんから質疑があり、また町長から応答答弁がありというような状況でございますので、中身的には私自身もちょっと寂しい思いもしておりますが、我々総務委員会として出した結果が、さきの12月定例会のときには、そういう状況の中で可決をされたわけですが、今回また、このように臨時議会が開かれるということで、私も正直言って、今回はもう、皆さんと同じように、この問題は何でもかんでも通すんだというふうに考えております。

けど、やはり今言ったとおりに、12月の定例会のときにですね、私どもが反対をしたその意見、気持ちというものが、本当にその、私は町長一人の判断だとは思ってはおりませんが、回答として来なかったというのは本当に残念だったなと思っております。

先ほどから賛成討論、反対討論というようなことで、しまいにはこれ、全部で18人やるんじゃないのかなと、私は思いました。けど、そのくらいにやはり皆さんが、町の執行に対して協力しなくちゃいけないという気持ちのあらわれだと、私は思っております。

私も、本当でしたらここで反対討論なんかせずに、皆さんと同じように賛成討論をして、全員一致で通すのが常識だと思っております。けど、やはり我々の意見の相違があったということだけが残念でなりません。その趣旨の点で、私はこの件に関しては反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 反対討論をいたします。

先ほど町長の答弁の中で、ころころころころ変えるわけにはいかないという言葉がございました。確かにその通りです。片方では。

しかし、その反面では、ころころころころ変わる人もいるというのも現実であります。その辺は、様々な、そこに資する様々な判断のネタがあるんだろうと思います。しかし、今回の、いわゆる議会の全会一致による声というのは、言うならば町民の声であります。その町民の意見・声を酌み取れない町長ということに関しては、反対をさせていただきます。

それともう1つ。談合による返還金、いわゆる和解金です。4億9,000万。歳入として補正予算に計上しないことに対して反対をいたします。

会計法上大丈夫だという答弁がございました。しかしこのような手法が、もし会計法上あったとしても、いわゆる政治判断上していいのか。私は政治判断上してはいけないことだろうと、そんなふうに考えてます。

よって、反対討論といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありますので起立により採決いたします。

議案第2号を、原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

これをもちまして、平成24年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時48分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 久保谷 充